

令和3年度

定期監査結果

柳川市監査委員

目 次

- 1 令和3年度定期監査結果（10月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
 - ・総務部(人事秘書課、総務課、企画課、財政課)
 - ・会計課
 - ・選挙管理委員会
 - ・公平委員会
 - ・固定資産評価審査委員会

- 2 令和3年度定期監査結果（11月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13
 - ・市民部(税務課、市民課、生活環境課、廃棄物対策課)
 - ・大和庁舎(市民サービス課)
 - ・三橋庁舎(市民サービス課)

- 3 令和3年度定期監査結果（12月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 24
 - ・建設部(建設課、都市計画課、国土調査課)
 - ・水道課
 - ・下水道課

- 4 令和3年度定期監査結果（1月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 34
 - ・教育部(学校教育課、人権・同和教育推進室、図書館)
 - ・小学校(柳河小学校、城内小学校、昭代第一小学校、昭代第二小学校、皿垣小学校、中島小学校、大和小学校、矢ヶ部小学校、垂見小学校)、中学校(柳城中学校、昭代中学校、三橋中学校)

- 5 令和3年度定期監査結果（2月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 51
 - ・保健福祉部(福祉課、生活支援課、子育て支援課、健康づくり課、人権・同和対策室)

- 6 令和3年度定期監査結果（3月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 61
 - ・産業経済部(農政課、水路課、水産振興課、商工・ブランド振興課、観光課)
 - ・農業委員会

- 7 令和3年度定期監査結果（4月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 71
 - ・議会事務局
 - ・消防本部
 - ・教育部(生涯学習課)
 - ・監査委員事務局

柳川市監査委員告示第14号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和3年11月30日

柳川市監査委員 中村秀樹
柳川市監査委員 矢ヶ部広巳

令和3年度(10月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

総務部(人事秘書課、総務課、企画課、財政課)、会計課
選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会

3 監査の実施期間

令和3年10月1日から令和3年10月28日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、柳川市監査規程に準拠するとともに次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

令和3年4月1日から令和3年8月31日まで(令和3年度分)

令和2年9月1日から令和3年5月31日まで(令和2年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、また不明な点については必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

7 監査を実施した監査委員名

中村 秀樹（識見監査委員）

矢ヶ部 広巳（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

| | |
|-------------------|--------|
| 地方自治法 | 法 |
| 地方自治法施行令 | 施行令 |
| 柳川市財務規則 | 財務規則 |
| 柳川市契約事務規則 | 契約事務規則 |
| 柳川市事務決裁規程 | 事務決裁規程 |
| 物品購入・印刷製本伺兼依頼書 | 伺兼依頼書 |
| 契約締結（物品購入・印刷製本）伺書 | 契約締結伺書 |

≪総務部≫

(人事秘書課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 令和3年4月26日の八女市他、同月27日のみやま市他は、旅行命令を受けていない。

イ 令和3年1月13日の大牟田市への旅費は、大和庁舎の職員に柳川庁舎からの旅費を支給している。

【注意事項】

ア 旅行命令書に予算配当残額の記入がないものがある。

【要望・意見】

全日本同和会北筑後地区人権・同和問題協議会柳川支部への補助金については、令和3年1月8日付で補助事業変更承認申請書が提出され、その内容は「令和2年4月から毎月20日間、2人で街宣活動を行う」と時期をさかのぼる不適切な承認申請がなされている。また、決算報告には「ガソリン・灯油」が1,076,233円と前年の4倍強、決算額の44.8%を占める不自然な報告となっている。

コロナ禍の影響で全国大会や研修会等の中止など事業の変更はやむを得ないであろうが、未執行の事業予算を無理に執行するのではなく、翌年度へ繰越し、次年度に充実した活動を行うよう指導・助言などして、補助金の有効・効果的な活用を望むものである。

(総務課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 撤去カーブミラー等の引取料について、財務規則第 32 条に規定する領収書を発行することなく現金を受領している。

(支出事務)

ア 防犯灯設置補助金に係る支出負担行為書について、会計管理者の確認を受けていないものがある。

(契約事務)

ア 令和 3 年 3 月に起案された修繕用カーブミラーの購入伺及び契約締結伺書について、決裁権者により決裁されていない。

イ 令和 3 年度カラー印刷機インク等購入単価契約に係る起案文書について、予定価格は 200 万円を超えるが、財務規則第 4 条に規定する総務部長の合議がない。

ウ インターネット行政情報サービス「iJAMP」使用許諾契約について、契約書にも起案文書にも契約保証金についての記載がなく、契約保証金の取扱いについて決裁を受けることなく契約し、実質的に契約保証金を免除している。

エ 下記について、起案文書において契約事務規則第 29 条第 7 号を根拠に契約保証金を免除するよう決裁されているが、契約金額が同号に規定する金額を超えている。また、避難所標識設置工事については、契約書に契約保証金の取扱いについて記載がない。

契約保証金の免除を行うにあたっては、適用条項を確認し適用号数を正しく記載されたい。

- ・ 避難所標識設置工事
- ・ 防災備蓄倉庫購入

オ 下記について、それぞれ記載の根拠により随意契約しているが、いずれも内容が合致していない。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し適用号数を正しく記載されたい。

- ・ 避難所標示看板設置工事（施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
- ・ 市民活動災害補償制度保険（施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
- ・ 防災用作業服（契約事務規則第 21 条第 6 号）

カ 避難所用テントの購入について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定による随意契約とし 1 者見積により契約を締結しているが、起案文書に業者特定理由の記載がない。また、物品の購入等に係る事務取扱要綱に規定する見積状況調書が作成されて

いない。

キ 令和3年6月3日付の土のう購入に係る契約書について、支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。

ク 下記の契約書については、条文中に記載誤りがある。契約締結にあたっては、内容を十分に確認し契約書を作成されたい。

- ・防災用作業服単価契約
- ・アクリルカーブミラー単価契約

(その他)

ア 下記の起案文書の保存区分について、文書管理規程第35条に規定する基準表の保存期間とされていない。

- ・柳川駅前駐輪場整理業務委託契約
- ・柳川市防災行政無線保守点検業務
- ・地上デジタル・データ放送地域情報発信サービス「dボタン広報誌」利用契約
- ・補助金等交付決定通知書について（校区まちづくり協議会）

イ 柳川保護区保護司会から提出された、令和2年度補助事業実績報告書及び令和3年度補助金等交付申請書について、收受処理及び供覧が行われていない。

【注意事項】

ア 契約に係り徴取した見積書に、日付の記入のないものがある。

（前年度注意事項）

イ 物品の購入について、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱に規定する様式と文書により重複して起案しているものがある。

ウ 物品の購入に係り作成した見積状況調書について、予定価格や契約金額の欄を誤記しているものがある。

エ 起案文書に決裁日や施行日の記入のないものがある。

オ 令和2年度柳川市市民協働のまちづくり事業に係る補助事業実績調査報告書について、補助金等交付額の記載を誤っているものがある。

カ 補助金交付決定通知書について、補助事業者に交付せずそのまま保管しているものがある。

(企画課)

【指摘事項】

特になし。

【注意事項】

ア 令和3年度の第15号の起工伺で予定価格の設定に当たり、決裁権者が記入することとなる予定価格及び入札書比較価格を明記した文書が綴られている。

イ 旅行命令書に予算配当金額、残額、旅費の記入もれや記入誤りがある。

ウ 現金領収書に年度の記入のないものがある。(前年度注意事項)

(財政課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 市有地貸付料の調定決議書が、会計管理者に通知されないまま保管されているものがある。

(その他)

ア 公印の使用について、承認を受けないまま課長の公印を使用しているものがある。

イ マイクロバスの使用について、運行管理要綱第5条第1項に該当する旨の申請書を受付し使用許可しているものがあるが、根拠としている規定に合致していない。

ウ マイクロバス運行管理要綱第5条に規定する人員に満たない申請に使用許可しているものがある。

エ 令和2年12月18日に起案されたコピー用紙購入に係る伺兼依頼書について、決裁権者により決裁されていない。

【注意事項】

ア 柳川庁舎修繕用の電動ドリル購入について、契約締結伺書の起票日が見積書の日付より前になっている。

イ 普通財産借受申請について、申請地の固定資産評価額の回答日が契約締結日より後になっているものがある。

ウ 普通財産について、土地の一部を重複して貸し付けているものがある。

エ 物品購入に係り徴取した見積書に日付の記入がないものがある。

オ 起案文書等に下記のものがある。

- ・決裁日や施行日の記入がない。(前年度注意事項)
- ・決裁日や施行日を鉛筆で記入している。

カ 伺兼依頼書に下記のものがある。

- ・決裁日の記入がない。(前年度注意事項)
- ・予算年度を誤っている。(前年度注意事項)
- ・予算年度の記入がない。

キ 公用車運転日誌に使用時間の記入のないものがある。

《会計課》

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

《選挙管理委員会》

【指摘事項】

(契約事務)

- ア 政治活動用自動車表示板購入に係る物品購入について、納入期限を遅延して納品されている。
- イ 衆議員議員選挙用ラベルシールレーザープリンタ用購入に係り、物品購入伺兼依頼書を起票する前に発注している。
- ウ 福岡県知事・柳川市長選挙開票事務業務の契約において、見積提出期限を遅延して見積書が提出されている。
- エ 下記の契約書について、「柳川市契約事務規則第 29 条第 9 号により契約保証金を免除する」としているが根拠としている規定に合致していない。
- ・福岡県知事選挙ポスター掲示板購入
 - ・柳川市長選挙ポスター掲示板購入
- オ 下記について、契約書にも起案文書にも契約保証金についての記載がなく、その取扱いについて決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。
- ・柳川地区ポスター掲示場設置（福岡県知事選挙）
 - ・大和地区ポスター掲示場設置（福岡県知事選挙）
 - ・三橋地区ポスター掲示場設置（福岡県知事選挙）
 - ・柳川地区ポスター掲示場設置（市長選挙）
 - ・大和地区ポスター掲示場設置（市長選挙）
 - ・三橋地区ポスター掲示場設置（市長選挙）
 - ・選挙公報等袋詰業務

【注意事項】

- ア 柳川市長選挙時の候補者表示物購入について、契約締結伺書の起票日が見積書の日付より前になっている。
- イ 柳川みやま地区選挙啓発事業推進協議会について、口座名に職員の個人名が記載されている。

《公平委員会》

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

《固定資産評価審査委員会》

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

【全般的共通注意事項】

ア 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定が誤っているものや明らかにされていないもの、予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられる。事務処理に当たっては、法令等を遵守するのはもちろんのこと、柳川市随意契約ガイドラインを参考にしながら、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

イ 前年度や以前から指摘又は注意している事項について改善されていないものが多数見受けられることは、職員の事務改善に対する姿勢やチェック体制について問題があると言わざるを得ない。

再度、職員間で事務処理上の問題点を抽出するとともに課題を共有し、実効性のある再発防止策を講ずるなどして、根本的な事務の改善に向け積極的に取り組まれたい。

柳川市監査委員告示第15号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和3年12月28日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 矢ヶ部 広巳

令和3年度(11月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

市民部(税務課、市民課、生活環境課、廃棄物対策課)

大和庁舎(市民サービス課)、三橋庁舎(市民サービス課)

3 監査の実施期間

令和3年11月1日から令和3年11月30日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、柳川市監査規程に準拠するとともに次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

令和3年4月1日から令和3年9月30日まで(令和3年度分)

令和2年10月1日から令和3年5月31日まで(令和2年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、また不明な点については必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

7 監査を実施した監査委員名

中村 秀樹（識見監査委員）

矢ヶ部 広巳（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

| | |
|-------------------|--------|
| 地方自治法 | 法 |
| 地方自治法施行令 | 施行令 |
| 柳川市財務規則 | 財務規則 |
| 柳川市契約事務規則 | 契約事務規則 |
| 柳川市事務決裁規程 | 事務決裁規程 |
| 物品購入・印刷製本伺兼依頼書 | 伺兼依頼書 |
| 契約締結（物品購入・印刷製本）伺書 | 契約締結伺書 |

《市民部》

(税務課)

【指摘事項】

(契約事務)

ア 下記の物品購入の契約について、契約締結日が業者見積日前の日付となっている。

- ・HPプリンター他 (59,510 円)
- ・センサー付ゴミ箱 (48,400 円)

イ 特別徴収税額通知書封詰及び発送仕分け人材派遣業務契約について、契約事務規則第 25 条に規定する期間内に契約書が作成されていない。

【注意事項】

ア 契約に係り徴取した見積書に日付の記入のないものがある。(前年度注意事項)

イ 起案文書の公印使用欄に公印の名称が記入されていないものがある。

ウ 契約締結伺書に下記のものがある。

- ・検査員欄が未決裁である。
- ・契約日が未記入である。

エ 単価契約の締結に係る起案文書に年間予定総額の記載のないものがあるが、決裁区分及び予算額内の契約であることを確認できるよう年間予定総額を記載されたい。

(市民課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 職員が旅行命令権者の命令を受けずに公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定によりその都度旅行命令権者の命令を受けられたい。

(契約事務)

ア 下記の契約について、契約事務規則第25条に規定する期間内に契約書が作成されていない。

- ・戸籍システム改修業務委託契約書
- ・戸籍附表システム改修業務委託契約書
- ・戸籍システム改修業務委託契約書（戸籍副本全件送信対応）

イ 法改正対応モジュール適用業務委託契約について、契約金額が10万円以上であるため部長決裁となるが、課長決裁されている。

ウ 下記の契約について、支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。

- ・柳川市民カード売買契約書
- ・改ざん防止用紙印刷製本請負契約書
- ・コンビニ交付附表ネットワーク対応業務委託契約書
- ・戸籍システム改修業務委託契約書
- ・戸籍附表システム改修業務委託契約書

【注意事項】

ア 契約に係り徴取した見積書に日付の記入のないものがある。

イ 契約に係り徴取した見積書の有効期限を過ぎたもので契約締結しているものがある。

ウ 起案文書に決裁日の記入のないものがある。

エ 起案文書の公印使用欄に公印の名称が記入されていないものがある。

オ 一体型・本人確認書類裏書印字システム保守・点検業務委託契約について、受注者へ渡すべき契約書を渡さずに保管している。

(生活環境課)

【指摘事項】

(契約事務)

ア EM活性液作成・配送業務委託業務の契約事務で、予定価格調書が封筒に封印されていない。

【注意事項】

ア 起工同等の決裁日が鉛筆書きのものや、仕様書等の鉛筆書きの訂正、又は訂正印のないものがある。

イ 公用車修理作業業務にあたり徴取した見積書に押印がないものがある。

ウ スズメバチの巣駆除業務委託について、下記のものがある。

- ・徴取した見積書に日付の記入、誓約書の添付がない。
- ・業者への依頼に係る起案文書の保存年限が誤っている。

エ 合併処理浄化槽補助金交付事務について、下記のものがある。

- ・補助金交付要綱第9条に規定する期間内に実績報告書が提出されていない。
- ・実績報告書に申請者の押印がない。
- ・変更になった工事請負契約書の日付・署名押印部分が提出されていない。
- ・完了確認調書の日付が未記入である。
- ・完了確認調書の立会者の押印がない。

オ 現金領収書について、未使用分に出納員の印鑑を事前に押印しているものがある。

カ 環境対策活動業務委託について、下記のものがある。

- ・業務報告の業務別支出額表の総額が委託料1,000,000円を超えている。
- ・業務報告に柳川市地域婦人会連絡協議会会長名の領収書が添付されている。
- ・業務報告に添付された受領書にサインや代理受領のメモがある。

キ 生ごみ処理機器設置事業補助金交付に際し、添付された見積書が申請者本人ではなく夫宛になっているもの、発行者の押印のないものがある。

(廃棄物対策課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 令和3年3月分の資源ごみ(缶類)売却にあたり、買取量に契約と異なる率を乗じ買取額を算定し、誤った金額を収入している。

(支出事務)

ア 歳出予算の流用申請に係る起案文書について、決裁権者により決裁されていないものがある。

(契約事務)

ア 旧清掃工場跡地水質調査業務委託について、予算残額が不足しているにもかかわらず契約締結伺が起案、決裁されている。

イ 下記の契約について、設定された予定価格が予算配当残額を超えている。

- ・収集不可表示シール印刷
- ・家庭用ゴミの出し方配布チラシ印刷

ウ 資源物の売払の1品目について、見積額が同額であった3者のうち1者と契約しているが、決定に足る理由がない。契約にあたっては、あらかじめ選定方法を明らかにされたい。

エ 一般廃棄物(焼却灰異物)収集運搬及び最終処分業務委託について、3者契約であるにもかかわらず、うち1者が提出した見積書により金額を決定し契約締結している。

オ 電話機の賃貸借契約について、契約相手でないものから提出された見積書により金額を決定し、契約締結している。

カ デジタル複合機カウンターサービス契約について下記のものがある。

- (1) 予定価格の設定及び契約締結伺書の決裁が、決裁権者によりなされていない。
- (2) 支払遅延に対する遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づく率とされていない。

キ 下記について、決裁を受けたものと異なる内容で契約締結している。

- ・一般廃棄物(焼却灰)運搬・処分契約
- ・一般廃棄物(処理残さ)運搬・処理委託契約
- ・ごみ焼却灰運搬委託契約
- ・大和干拓最終処分場除草及び整地業務委託契約

ク 令和3年10月1日付の金属類売払契約について、予定価格が設定されていない。

(その他)

ア 行政財産使用許可証に、柳川市公印規則の規定と異なる公印を使用しているものがある。

【注意事項】

ア 契約にあたり徴取した見積書に下記のものがある。

- ・日付の記入がない。
- ・提出期限を過ぎている。

イ 見積状況調書に下記のものがある。

- ・予定価格、契約金額を誤記している。
- ・入札参加者名を誤記している。

ウ 起案文書に下記のものがある。

- ・施行日の記入が誤っている。
- ・決裁日の記入がない。

エ 公用車運転日誌に下記のものがある。

- ・課長印の押印がない。
- ・使用目的、使用区間の記入がない。

オ 物品購入に係る事務について下記のものがある。

- ・任命された検査員でないものにより納入確認されている。
- ・見積書の徴取前に契約締結伺書を起案している。
- ・伺兼依頼書、契約締結伺書と文書により重複して起案している。

カ 下記について、契約書において契約保証金を免除しているが、根拠規定の記載がない。契約保証金を免除する場合は、根拠規程を適用号数まで記載されたい。

- ・廃プラスチック再資源化業務委託契約
- ・廃蛍光管及び廃乾電池運搬・処理委託契約

《大和庁舎》
(市民サービス課)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

《三橋庁舎》

(市民サービス課)

【指摘事項】

特になし。

【注意事項】

ア 現金領収書に年度、連続番号が記入されていない。

【全般的共通注意事項】

- ア 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定が誤っているものや明らかにされていないもの、予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられる。事務処理に当たっては、法令等を遵守するのはもちろんのこと、柳川市随意契約ガイドラインを参考にしながら、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

- イ 公文書への記入漏れや記入誤り、訂正方法が不適切なものなどの安易なミスに加え、決裁区分の誤りや合議の漏れが散見される。また、前年度指摘又は注意した事項について改善されていないものも見受けられるため、職員間で課題を共有し、実効性のある再発防止策を講ずるなどして、事務の改善に努められたい。

柳川市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和4年1月31日

柳川市監査委員 中村秀樹
柳川市監査委員 矢ヶ部広巳

令和3年度(12月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

建設部(建設課、都市計画課、国土調査課)、水道課、下水道課

3 監査の実施期間

令和3年12月1日から令和3年12月27日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、柳川市監査規程に準拠するとともに次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

令和3年4月1日から令和3年10月31日まで(令和3年度分)

令和2年11月1日から令和3年5月31日まで(令和2年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、また不明な点については必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

7 監査を実施した監査委員名

中村秀樹（識見監査委員）

矢ヶ部広巳（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

| | |
|-------------------|--------|
| 地方自治法 | 法 |
| 地方自治法施行令 | 施行令 |
| 柳川市財務規則 | 財務規則 |
| 柳川市契約事務規則 | 契約事務規則 |
| 柳川市事務決裁規程 | 事務決裁規程 |
| 物品購入・印刷製本伺兼依頼書 | 伺兼依頼書 |
| 契約締結（物品購入・印刷製本）伺書 | 契約締結伺書 |

《建設部》

(建設課)

【指摘事項】

(支出事務)

- ア 旅行命令において旅行命令権者でない者により命令されているものがある。
- イ 下記の支出負担行為（変更）書について、会計管理者の確認を受けていない。
- ①起票日 令和3年5月20日 昭南町6号線道路改良工事
 - ②起票日 令和3年5月20日 園ノ内五須丸線狭隘道路工事
 - ③起票日 令和3年5月27日 高橋中牟田線道路舗装工事
 - ④起票日 令和3年7月13日 高橋中牟田線用地測量（2工区）業務委託
 - ⑤起票日 令和3年6月28日 龍泉小井手線道路改良工事
 - ⑥起票日 令和3年10月18日 差入2号線道路改良工事
- ウ 差入2号線道路改良工事に係る支出負担行為書について、決裁権者の押印が無い。

(契約事務)

- ア 下記の物品（建設用原材料）購入について、予定価格が3万円を超えているため見積書を徴取すべきであるが徴取されていない。
- ・ラミネーター4本ローラー、電子タイトルプリンタータイトルプレーン2
 - ・ポストコーン他
- イ 下記の物品について納品期限内に納品されていない。
- ・ラミネーター4本ローラー、電子タイトルプリンタータイトルプレーン2
 - ・杭打 小
 - ・ふせんBOX
- ウ 下記の物品購入について、契約締結伺書が見積徴取前に起案・決裁されている。
- ・住宅用火災警報器煙式・取替用アダプタ（吉富団地）249,480円
 - ・住宅用火災警報器煙式・取替用アダプタ（佃団地）166,320円
- エ 建設用原材料単価契約について、随意契約により執行しているが、起案文書に随意契約の理由や根拠規定の記載がない。
- オ コニカミノルタ複合機賃貸借及びカウンター契約において、支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。

カ 下記の契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用して柳川市シルバー人材センターと随意契約を締結しているが、契約事務規則第21条の2に定める公表がされていない。

- ・大和枝光線除草業務委託
- ・中島遊歩道除草業務委託
- ・正行中山線除草業務委託

(その他)

ア 市営住宅入居手続きについて、市営住宅管理条例第11条第1項第1号に規定する連帯保証人の要件を満たさない者を連帯保証人としているものがある。

【注意事項】

ア 公用車運転日誌に、公用車を使用していない職員名を誤記しているものがある。

イ 伺兼依頼書について起案及び決裁の年を誤記しているものがある。

ウ 契約締結伺書に検査員欄が未決裁のものがある。

エ 業務完了届に決裁権者の押印がないものがある。

オ 建設用原材料単価契約について年間予定総額の記載がない。決裁区分及び予算額内の契約であることを確認できるよう年間予定総額を記載されたい。

カ コニカミノルタ複合機賃貸借及びカウンター契約について、見積状況調書の見積決定者欄に相手方の事業所名を誤記している。

キ キヤノン大判プリンター長期賃貸借契約に係る予定価格調書に、予定価格と入札書比較価格が逆に記入されている。

ク 市営住宅入居申込のための請書や誓約書等に日付の記入がないものがある。

ケ 正行中山線除草業務委託変更契約について、起案文書を重複して作成している。

コ 中島遊歩道除草業務委託変更契約について、起案文書の件名を誤記している。

サ 大和枝光線除草業務委託変更契約について、受注者へ渡すべき契約書を渡さずに保管している。

(都市計画課)

【指摘事項】

(契約事務)

- ア 令和3年度労働者派遣個別契約について、施行令第167条の2第1項第3号を適用して随意契約しているが、契約事務規則第21条の2に定める公表がされていない。
- イ 契約金額が1,000万円を超える令和3年度公園清掃業務委託の契約締結に係る起案文書について、財務規則第4条に規定する総務部長の合議がない。
- ウ 遊歩道清掃業務委託契約について、施行令第167条の2第1項第2号を根拠として随意契約しているが、契約内容が同規定と合致していない。
- エ 令和3年2月1日付けのカラープリンター賃貸借契約について、契約事務規則第25条に規定する期間内に契約書が作成されていない。

(その他)

- ア 下記の行政財産の使用について、誤った使用料により使用許可決議書の決裁を受け、行政財産使用許可証を発行している。
 - ・柳川市三橋町下百町49-1（令和3年度まちづくり支援自動販売機の設置）
 - ・柳川市三橋町中山539（令和3年度まちづくり支援自動販売機の設置）
- イ 都市計画情報システム保守業務委託に係る契約締結伺書の保存区分について、文書管理規程第35条に規定する基準表の期間とされていない。
- ウ 行政財産使用許可申請書について、文書管理規程第20条に規定する供覧が行われていないものがある。

【注意事項】

- ア 現金領収書について、番号の記入のないものや重複しているものがある。
- イ 違反広告物簡易除却業務委託に係る契約締結伺書について、施行日の記入を誤っている。
- ウ 水郷柳河掘割地区まちづくりワーキンググループコーディネート業務委託に係る契約締結伺書について、契約金額を誤記している。

(国土調査課)

【指摘事項】

(支出事務)

- ア 令和3年1月6日に県庁まで自家用車により旅行しているが、支給額を誤っている。
また、この旅行命令書について特別承認事項として自家用車使用の旨を記入しているが、これに係る承認印がない。

(契約事務)

- ア 地籍調査事業電子計算機処理システム賃貸借業務について、契約締結伺の履行期間と契約書の賃貸借期間が相違している。
- イ 文書収納棚の備品購入の契約で契約保証金を免除しているが、根拠としている規定に合致していない。

(その他)

- ア 道路占有許可証について、期間の短縮により道路占有変更許可証を交付すべきところを、同一日付、同一番号で期間の相違する許可証を再度交付している。

【注意事項】

- ア 公募型プロポーザル方式による委託業者の選定を行う審査委員会設置要綱の一部内容の変更等は、決裁を受けられたい。
- イ 行政財産使用許可証が行政財産使用許可書となっているものがある。
- ウ 公印の使用について起案文書の取扱責任者の欄に押印がないものがある。
- エ 用途廃止財産売払価格変更通知書が相手方に交付されることなく、事績綴りに保存されているものがある。通知書は相手方に渡されたい。
- オ 用途廃止財産売払に関する起案文書に、施行日が未記入のものがある。
- カ 伺兼依頼書に、決裁日が未記入のものがある。
- キ 現金領収書に年度の記入のないものがある。

≪水道課≫

【指摘事項】

(契約事務)

ア 次亜注入設備保守点検業務委託について、支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。

【注意事項】

ア 物品購入・印刷製本事務について、下記のものがある。

- ・ 伺兼依頼書の予定価格を誤記している。
- ・ 契約締結伺書の消費税を誤記している。
- ・ 伺兼依頼書の決裁日が未記入である。

イ 契約締結に係る起案文書に、契約事務規則の規定により契約保証金を免除する旨記載されているが、適用号数を誤記しているものがある。

ウ 除草等業務委託契約について、契約書第 5 条に規定された実施時期と仕様書に定められた時期とが相違する月の実施報告書が提出され委託料が支出されている。

エ 矢加部配水場管理棟ポンプ棟築造工事施工監理業務委託について、工事監理業務計画書に提出日及び受領日が記入されておらず、受領確認の監督員の押印もない。

オ 起工伺に決裁日の記入のないものがある。

カ 西鉄天神大牟田線八丁牟田 14 号踏切道軌道下横断配水管布設に伴う調査・設計業務委託について、契約保証金の免除に係る履行保証保険証券が原本ではなくコピーが添付されている。

≪下水道課≫

【指摘事項】

(契約事務)

- ア 予定価格調書について下記の誤りがある。
 - ・三橋第4ポンプ場1-2号汚水ポンプ点検修繕の予定価格調書は、設定日が契約締結日より後になっている。
 - ・柳川浄化センター汚泥処理棟No2陸上ポンプ分解修繕の予定価格表が未開封のまま、契約締結に係る文書が起案・決裁されている。

- イ 柳川浄化センター汚泥処理棟No2陸上ポンプ分解修繕の起工伺及び契約締結伺は、「80万円を超える物品の調達執行」のため市長決裁となるが課長決裁されている。

【注意事項】

- ア 起工伺の履行期限を鉛筆で記入しているものがある。

- イ 契約に係り徴取した見積書に日付の記入のないものがある。(前年度注意事項)

- ウ 契約締結伺書に、施行日の記入のないものがある。

- エ 暴力団排除に関する誓約書の日付が記入されていない。

- オ 京町地内マンホール調整工事の予定価格調書に、予定価格と入札書比較価格が逆に記入されている。

【全般的共通注意事項】

ア 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定や業者選定理由が明らかにされていないもの、予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられる。事務処理については、法令等を遵守するのはもちろんのこと、柳川市随意契約ガイドラインを参考にしながら、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

また、契約にあたっては、契約書や仕様書等の内容についても十分に確認を行われたい。

イ 物品の購入等に関する事務について、徴取した見積書に日付の記入がないものや、関係書類の日付が齟齬しているものなどが散見される。再確認や複数人での確認を行うことにより誤りや遺漏を防止するとともに、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱等を確認し、適正な事務処理に努められたい。

柳川市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和4年2月28日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 矢ヶ部 広巳

令和3年度(1月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

教育部(学校教育課、人権・同和教育推進室、図書館)

3 監査の実施期間

令和4年1月4日から令和4年1月31日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、柳川市監査規程に準拠するとともに次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

令和3年4月1日から令和3年11月30日まで(令和3年度分)

令和2年12月1日から令和3年5月31日まで(令和2年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づき、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、不明な点は必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

7 監査を実施した監査委員名

中村 秀樹（識見監査委員）

矢ヶ部 広巳（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

| | |
|-------------------|--------|
| 地方自治法 | 法 |
| 地方自治法施行令 | 施行令 |
| 柳川市財務規則 | 財務規則 |
| 柳川市契約事務規則 | 契約事務規則 |
| 柳川市事務決裁規程 | 事務決裁規程 |
| 物品購入・印刷製本伺兼依頼書 | 伺兼依頼書 |
| 契約締結（物品購入・印刷製本）伺書 | 契約締結伺書 |

《教育部》

(学校教育課)

【指摘事項】

(支出事務)

- ア 下記の支出負担行為決議書について、会計管理者の確認を受けていない。
- ・令和3年8月5日起票 柳川市立三橋中学校営繕工事
 - ・令和3年8月5日起票 柳川市立三橋中学校体育館LED照明器具取替工事
 - ・令和3年8月25日起票 昭代第二小学校校舎外壁塗装他工事に伴う設計業務委託

(契約事務)

- ア GIGA スクール構想に基づくタブレット端末整備事業の契約保証金について、起案文書により決裁を受けることなく契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。
- イ 小中学校校舎窓ガラス清掃業務委託契約について、施行令第167条の2第1項第2号を根拠として随意契約しているが、契約内容が同規定と合致していない。
- ウ コニカミノルタ複合機レンタル契約について、支払遅延に対する支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づく率とされていない。
- エ 印刷機賃貸借契約（昭代中、柳河小、城内小）について、財務規則第4条に規定されている総務部長との合議が行われていない。
- オ 結核精密検査委託契約について、契約事務規則第25条に規定する期間内に契約書が作成されていない。

(財産管理)

- ア 郵便切手使用簿に記録されている切手の残数と保有枚数が相違している。
- イ 藤吉小学校の運動場使用申請について、柳川市立学校施設利用条例施行規則に規定する日までに利用許可申請書が提出されていないものがある。
- ウ 蒲池小学校及び大和小学校の運動場使用申請について、使用料を減免しているが、減免申請欄が記入されておらず押印がないものがある。

【注意事項】

- ア 複写機賃貸借契約（城内・東宮永・両開小学校）について、契約期間は単年度になっているものの契約解除条項が付記されているため、契約解除条項は削除されたい。（前年度注意事項）
- イ 大和中学校エレベーター保守点検業務委託契約に係り徴取された見積書に日付の記入がない。
- ウ 蒲池中学校校舎大規模改造工事に伴う監理業務委託契約について、起工伺の起案日及び決裁日の記入がない。また業務着手届に日付の記入もない。
- エ 単価契約の締結に係る起案文書に年間予定総額の記載のないものがあるが、決裁区分及び予算額内での契約であることを確認できるよう年間予定総額を記載されたい。（前年度注意事項）
- オ 伺兼依頼書の検査欄の日付を誤記しているものがある。
- カ 柳川市立学校施設利用申請について、下記のものがある。
 - ・屋外照明利用について、使用料を申請書の記入欄には0円と記載し、別紙に使用料を記載し徴収している。
 - ・申請日が記入されていない。
 - ・使用料を記入していない。
 - ・鉛筆で使用料の記入や訂正をしている。
 - ・減免該当号数を記入していない。
- キ 現金領収書に年度誤り、番号記載のないものがある。
- ク 起案文書に決裁日及び施行日の記入がないものがある。（前年度注意事項）
- ケ 公用車運転日誌に使用終了時間の記入がないものがある。
- コ 旅行命令書の復命欄の記入がないものがある。
- サ 各調理場の学校給食物資購入に係る起案文書について、分類名が相違している。

【要望・意見】

学校施設利用券について、枚数が相違したものを受払簿で欠損として処理しているのは不適切である。安易に作成・処分することなく、利用券に連番を付したり内規を設ける等取り扱いに十分注意し、適正な管理に努められたい。

(柳川学校給食共同調理場)

【指摘事項】

(契約事務)

- ア 予算残額が不足しているにもかかわらず、修繕契約をしているものがある。
- イ 清掃業務委託契約について、契約事務規則第 25 条に規定する期間内に契約書が作成されていない。
- ウ 学校給食物資購入に係る起案文書について、財務規則第 4 条に規定する総務部長との合議がない。

【注意事項】

- ア 伺兼依頼書と契約締結伺書で予定単価、予定金額が相違しているものがある。

(大和学校給食共同調理場)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 調理等業務委託契約の支出負担行為書について、会計管理者の確認を受けていない。

(契約事務)

ア 予算が不足しているにもかかわらず、委託契約締結しているものがある。

イ 学校給食物資購入に係る起案文書について、財務規則第 4 条に規定する総務部長との合議がない。

【注意事項】

ア 令和 2 年度末に起案した、令和 3 年度の委託契約締結伺文書の施行日を誤記しているものがある。また公印使用欄に公印の名称が記載されていないものがある。

イ 伺兼依頼書に決定単価、決定金額の記入がないものがある。

(三橋学校給食共同調理場)

【指摘事項】

(契約事務)

- ア 給食配送等業務委託について、予定価格調書を封筒に封印されていない。
- イ マット及びモップ賃貸借契約締結時に添付されている見積書が、決裁日より後になっている。
- ウ 学校給食物資購入に係る起案文書について、財務規則第4条に規定する総務部長との合議がない。
- エ ホームテレフォンの賃貸借契約の更新手続きにおいて、見積書及び契約書の日付を空欄にするよう相手方に指示している。

【注意事項】

- ア 委託契約締結時に添付された見積書に日付のないものがある。
- イ 空調設備設置工事（電気設備工事）の契約締結時に施行日の日付がない。

(人権・同和教育推進室)

【指摘事項】

(支出事務)

- ア 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行しているものがある。
職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。

(契約事務)

- ア パソコンの購入契約について、契約事務規則第29条第6号により契約保証金を免除しているが、根拠としている規定に合致していない。
- イ 契約締結伺書に、検査員の任命について決裁されていないものがある。

(その他)

- ア 下記の起案文書の保存区分について、文書管理規程第35条に規定する基準表の保存期間とされていない。
- ・令和3年度 柳川市社会教育集会所印刷機設置に伴う賃貸借契約について
 - ・令和3年度 柳川市人権を考えるつどい（人権週間）講演業務委託契約書の締結について

【注意事項】

- ア 契約締結伺書について、見積書の徴取前に起案されているものがある。
- イ 啓発物品の購入に係り徴取した見積書について、単価および数量の記載が誤っている。
- ウ 柳川市人権・同和教育研究協議会会計について、下記のものがある。
- ・支出伺伝票が決裁されていない。
 - ・支出伺伝票に領収印がない。

(図書館)

【指摘事項】

(財産管理)

ア 柳川市立図書館条例第 10 条第 3 号に該当するものからの利用許可申請に対し、利用を許可し使用させている。

(契約事務)

ア 昭代分館及び蒲池分館の図書館システムリース契約について、下記の誤りがある。

- (1) 予定価格が設定されていない。
- (2) 賃貸人でないものから見積書を徴取している。
- (3) 契約締結前に業務に着手するよう書面にて依頼している。

イ 予定価格が 10 万円を超える令和 3 年度タトルテープの単価契約について、1 者見積りにより契約の相手方を決定しているが、起案文書に業者の特定理由について記載がない。

ウ 下記について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を随意契約の根拠規定としているが、いずれも内容が合致していない。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し、適用号数を正しく記載されたい。

- ・令和 3 年度空調設備保守点検業務
- ・令和 3 年度設備管理業務

エ 柳川市図書館組合の解散に伴う柳川市図書館用図書納入基本契約の解除について、最終契約分の履行確認前になされている。

【注意事項】

ア 令和 3 年度リソグラフ印刷機賃貸借契約について、見積書の徴取に係る起案文書に随意契約の適用号数を誤記している。

イ 令和 3 年度本館及び三橋図書館複合機保守契約書について、長期継続契約に係る契約解除条項の条文があるが、当該契約の期間は単年度であるため、この条文は削除されたい。

ウ 利用者貸出・館内閲覧用図書購入に係る見積状況調書に、見積金額と見積書比較価格を誤記しているものがある。

エ 旅行命令書の復命欄に記入のないものがある。

【全般的共通注意事項】

ア 事務処理全般として、合議の漏れをはじめ、決裁区分の誤りや予定価格等の記載がなく決裁区分の適否が確認できないもの、前年度あるいは過去に注意した事項について安易に前例踏襲し、改善されず繰り返されているものが散見される。

監査で指摘・注意した事項については、職員間で積極的に課題として共有し、チェック機能を最大限に活用しながら実効性のある再発防止策を講ずるなどして、事務の改善に向けて全力を傾注し取り組まれない。

令和3年度(1月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

小学校(柳河小学校、城内小学校、昭代第一小学校、昭代第二小学校、皿垣小学校、中島小学校、大和小学校、矢ヶ部小学校、垂見小学校)、中学校(柳城中学校、昭代中学校、三橋中学校)

3 監査の実施期間

令和4年1月4日から令和4年1月31日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、柳川市監査規程に準拠するとともに次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

令和3年4月1日から令和3年11月30日まで(令和3年度分)

令和2年12月1日から令和3年5月31日まで(令和2年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

オ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各小中学校

6 監査の方法

監査は、監査対象の各小中学校から事前に提出された定期監査資料に基づき、関係資

料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、不明な点は必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

- 7 監査を実施した監査委員名
中村 秀樹（識見監査委員）
矢ヶ部 広巳（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各小中学校において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

| | |
|-------------------|--------|
| 地方自治法 | 法 |
| 地方自治法施行令 | 施行令 |
| 柳川市財務規則 | 財務規則 |
| 柳川市契約事務規則 | 契約事務規則 |
| 柳川市事務決裁規程 | 事務決裁規程 |
| 物品購入・印刷製本伺兼依頼書 | 伺兼依頼書 |
| 契約締結（物品購入・印刷製本）伺書 | 契約締結伺書 |

《小学校》

(柳河小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 伺兼依頼書の予定価格が配当残額を超えているものがある。

(城内小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

(昭代第一小学校)

【指摘事項】

(契約事務)

ア 保健指導用消耗品の購入に係る伺兼依頼書について、検査欄に決裁権者の押印がないものがある。

【注意事項】

ア 物品購入事務について、下記のものがある。

- ・納品前に検査欄が決裁されている。
- ・予定価格が3万円を超えているが見積書が徴取されていない。

(昭代第二小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 契約締結伺書に、納入確認印が任命された検査員のものでないものがある。

イ 徴取した見積書に、購入物品のうちの一部が見積られていないものがある。

(皿垣小学校)

【指摘事項】

(契約事務)

ア 伺兼依頼書に、決裁されていないものがある。

【注意事項】

特にない。

(中島小学校)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 支出負担行為書に、会計管理者の確認を受けていないものがある。

【注意事項】

特にない。

(大和小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 購入備品（直径・半径説明器）について、財務規則第 138 条の規定による標識の貼付に誤りがある。

(矢ヶ部小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 伺兼依頼書または契約締結伺書に下記のものがある。

- ・納入確認の押印がない。
- ・予算が不足しているにもかかわらず起案している。

(垂見小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 伺兼依頼書の予定価格が配当残額を超えているものがある。

イ 郵便切手使用簿に発送先が未記入のものがある。

《中学校》

(柳城中学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

(昭代中学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 物品購入事務について、納品前に検査欄が決裁されているものがある。

イ 役務費の手数料について、流用申請書に請求書の写しが添付されているものがある。

(三橋中学校)

【指摘事項】

(契約事務)

ア 令和3年7月13日起案の純正トナー購入に係る伺兼依頼書及び契約締結伺書に、決裁権者の押印がない。

【注意事項】

ア 物品購入事務について、伺兼依頼書の決定金額欄が未記入のものがある。

【全般的共通注意事項】

ア 物品の購入等に関する事務について、伺兼依頼書及び契約締結伺書への記入漏れ、伺兼依頼書起案から見積書徴取・契約締結伺書起案までの処理において日付に整合性のないもの、徴取した見積書に日付の記入のないものなどが散見されるため、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱等を十分に確認し、適正な事務処理を行われたい。

柳川市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和4年3月31日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 矢ヶ部 広巳

令和3年度(2月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

保健福祉部(福祉課、生活支援課、子育て支援課、健康づくり課、人権・同和対策室)

3 監査の実施期間

令和4年2月1日から令和4年2月28日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、柳川市監査規程に準拠するとともに次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

令和3年4月1日から令和3年12月31日まで(令和3年度分)

令和3年1月1日から令和3年5月31日まで(令和2年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づき、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、不明な点は必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

7 監査を実施した監査委員名

中村 秀樹（識見監査委員）

矢ヶ部 広巳（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

| | |
|-------------------|--------|
| 地方自治法 | 法 |
| 地方自治法施行令 | 施行令 |
| 柳川市財務規則 | 財務規則 |
| 柳川市契約事務規則 | 契約事務規則 |
| 柳川市事務決裁規程 | 事務決裁規程 |
| 物品購入・印刷製本伺兼依頼書 | 伺兼依頼書 |
| 契約締結（物品購入・印刷製本）伺書 | 契約締結伺書 |

《保健福祉部》

(福祉課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 訪問看護師養成講習会の委託料受領のための調定決議書は、契約締結日ではなく納付書発行の依頼日に起票されている。調定決議書は、財務規則第 25 条第 1 項の規定により、適正な時期に起票されたい。

(支出事務)

ア 職員が旅行命令書による命令を受けずに旅行しているものがある。

職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。

イ 伺兼依頼書を予算残額が不足している状態で起票し、後に予算流用しているものがある。

(契約事務)

ア 柳川市高齢者等心配ごと相談事業業務の委託契約締結伺において、契約保証金免除の契約事務規則の適用号数が誤っている。

【注意事項】

ア 柳川市節目型介護予防検診事業業務委託契約について、見積提出期限を過ぎて見積書を提出した業者と契約締結している。

イ 実績報告書に添付されるべき活動写真・使途明細がないもの、また決裁日・施行日の記入のないものがある。

ウ 現金領収書に、番号や年度の記入もれがある。

(生活支援課)

【指摘事項】

(契約事務)

- ア 柳川市生活困窮者就労準備支援事業等委託業務の契約事務で、予定価格調書が封入されていない。

【注意事項】

特になし。

(子育て支援課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 保育所等安全対策事業費補助金(延長保育事業等分)について、物品購入に伴い付与された購入店のポイント分を控除せず補助金を算定し、実質的に要した補助対象経費以上の補助金が交付されているものがある。

(契約事務)

ア 乳児健康診査委託契約について、契約事務規則第29条第1項第7号により契約保証金を免除しているが、根拠としている規定に合致していない。

イ 産婦健康診査業務委託契約について、施行令第167条の2第1項第1号を随意契約の根拠規定としているが、予定総額が同号に定める金額を超えている。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し、起案文書に適用号数を正しく記載されたい。

ウ 地域子育て支援拠点施設警備業務委託について、下記のものがある。

(1) 施行令第167条の2第1項第2号を根拠として随意契約しているが、契約内容が同規定と合致していない。

(2) 財務規則第4条に規定されている総務部長との合議が行われていない。

(3) 契約事務規則第25条に規定する期間内に契約書が作成されていない。

【注意事項】

ア 起案文書に施行日の記入のないものや公印使用欄に公印の名称が記入されていないものがある。

イ 見積状況調書の見積徴取執行者名を誤記しているものがある。

ウ 物品の購入について、下記のものがある。

- ・柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱に規定する様式ではなく文書により起案している。
- ・重複して契約締結伺を起案・決裁している。

エ 地域子育て支援拠点事業補助金について、提出された実績報告書に添付された積算内訳表の積算内訳が未記入のものがある。

オ 学童保育所支援員処遇充実費補助金について、実施状況報告書の金額の積算にかかる欄の説明が逆に記載されている。

(健康づくり課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 令和 2 年度のインフルエンザ予防接種費用助成金の交付決定について、財政課通知「各種団体等への補助金交付適正化の徹底について」に基づく財政課の合議を受けていないものがある。

(契約事務)

ア 被用者保険に係る子ども医療・重度障害者医療・ひとり親家庭等医療費支給事業状況データ提供業務委託に係る契約締結伺について、契約締結日以降に起案されている。

イ 下記の契約書について、支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。

- ・各種検診問診票・がん検診等案内チラシ印刷
- ・国民健康保険被保険者証印刷

ウ 国民健康保険被保険者証の印刷契約について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を随意契約の根拠規定としているが、内容が合致していない。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し、適用号数を正しく記載されたい。

エ 令和 3 年度の「週刊保健衛生ニュース」年間購読の伺兼依頼書について、決裁権者の決裁がない。

オ 令和 3 年度集団検診業務委託契約書について、契約事務規則第 25 条に規定する日までに作成されていない。

(その他)

ア 国民健康保険被保険者証印刷の契約に係る起案文書について、保存区分が文書管理規程第 35 条に規定する基準表の保存期間とされていない。

【注意事項】

ア 下記の調定決議書について、納入者を誤って起票している。

- ・令和 3 年度後期高齢者医療保険基盤安定繰入金
- ・令和 3 年度後期高齢者医療保険基盤安定負担金

イ 物品の購入に係り徴取した見積書に、日付の記入のないものがある。(前年度注意事項)

ウ 物品の購入等について、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱に規定する様式でないものにより起案しているものがある。

(総合保健福祉センター)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 職員が旅行命令書による命令を受けずに旅行しているものがある。

職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。

(契約事務)

ア サウナマット賃貸借契約について、施行令第167条の2第1項第2号を随意契約の根拠規定としているが、内容が合致していない。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し、適用号数を正しく記載されたい。

【注意事項】

ア 契約締結に係り作成した見積状況調書について下記のものがある。

- ・契約件名を誤記している。
- ・見積金額を誤記している。

イ 業務委託契約書について、仕様書中の委託時間を誤記しているものがある。

ウ 下記の契約締結伺書について、検査員の任命に係る決裁権者の決裁がない。

- ・安定脚購入 令和3年3月19日起案
- ・電球購入 令和3年10月19日起案

エ 物品の購入について、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱に規定する様式でないものにより起案しているものがある。

オ 現金領収書に、年度の記入もれや記入誤りがある。

(人権・同和対策室)

【指摘事項】

(支出事務)

- ア 職員が旅行命令書による命令を受けずに旅行しているものがある。
職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条の規定によりその都度旅行命令権者の命令を受けられたい。
- イ 旅行命令書について、特別承認事項として自家用車使用の旨記入しているが、これに係る承認印がないものがある。

(契約事務)

- ア 市有地除草等及び市営団地室内等清掃業務委託契約について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号を適用して柳川市シルバー人材センターと随意契約を締結しているが、契約事務規則第 21 条の 2 に定める公表がされていない。
- イ 第 4 次男女共同参画計画書作成に係る市民意識調査報告書作成業務について、下記のものがある。
- (1) 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を根拠として随意契約しているが、契約内容が同規定と合致していない。
 - (2) 支払遅延に対する支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に基づく率とされていない。

【注意事項】

- ア 起案文書に、下記のものがある。
- ・施行日の記入がない。
 - ・公印使用欄に押印者の押印がない。
- イ 伺兼依頼書に、下記のものがある。
- ・決裁日の記入がない。
 - ・利用用途等と品名が相違している。
- ウ 起工伺の決裁日や公用車運転日誌の記入に鉛筆を使用しているものがある。
- エ 下記の物品について納品期限内に納品されていない。
- ・針金ほか
 - ・防虫ネット

【全般的共通注意事項】

ア 公文書への記入漏れや記入誤りなどの安易なミスに加え、決裁区分の誤りや合議の漏れが散見される。また、前年度指摘又は注意した事項について改善されていないものも見受けられるため、職員間で課題を共有し、実効性のある再発防止策を講ずるなどして、事務の改善に取り組まれない。

柳川市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和4年4月28日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 矢ヶ部 広巳

令和3年度(3月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

産業経済部(農政課、水路課、水産振興課、商工・ブランド振興課、観光課)、
農業委員会

3 監査の実施期間

令和4年3月1日から令和4年3月31日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、柳川市監査規程に準拠するとともに次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

令和3年4月1日から令和4年1月31日まで(令和3年度分)

令和3年2月1日から令和3年5月31日まで(令和2年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づき、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、不明な点は必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

7 監査を実施した監査委員名

中村 秀樹（識見監査委員）

矢ヶ部 広巳（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

| | |
|-------------------|--------|
| 地方自治法 | 法 |
| 地方自治法施行令 | 施行令 |
| 柳川市財務規則 | 財務規則 |
| 柳川市契約事務規則 | 契約事務規則 |
| 柳川市事務決裁規程 | 事務決裁規程 |
| 物品購入・印刷製本伺兼依頼書 | 伺兼依頼書 |
| 契約締結（物品購入・印刷製本）伺書 | 契約締結伺書 |

《産業経済部》

(農政課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 令和3年度ふくおかの畜産競争力強化対策事業（県産飼料生産機械導入支援対策）費補助金の交付決定について、財務規則第4条に規定する総務部長の合議を受けていない。

【注意事項】

ア 起案文書に下記のものがある。

- ・ 決裁日や施行日の記入がない。（前年度注意事項）
- ・ 施行日を鉛筆で記入している。

イ 伺兼依頼書に下記のものがある。

- ・ 決裁日の記入がない。
- ・ 決裁日を鉛筆で記入している。
- ・ 予定価格が3万円以下の物品購入であるが、契約締結伺書も作成している。
- ・ 伺兼依頼書及び契約締結伺書の予定価格を誤記している。

ウ 物品購入に係る事務について、日付が誤記された見積書で契約締結しているものがある。

エ 水田農業担い手機械導入支援事業について、入札通知書の宛名を誤記しているものがある。

オ 令和3年度上期農業近代化資金利子補給事業の交付申請書に添付された資料の集計表と明細書の金額が相違したものを受領しているものがある。

カ 令和2年度の緑化活動助成事業費について、実績報告書に添付された成果報告書の助成額の合計額が、収支決算書の決算額と相違している。

(水路課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 特別承認事項として自家用車使用の旨を記載した旅行命令について、命令権者の承認印のないものがある。

(契約事務)

ア 水路浚渫土置場に係る土地賃貸借契約書について、賃貸人と賃借人を誤記しているものがある。

【注意事項】

ア 現金領収書に年度の記入のないものがある。(前年度注意事項)

イ 西新排水機場ポンプ業務委託契約に係り徴取した見積書に日付の記入のないものがある。

ウ 旅行命令書について、復命欄の記入のないものがある。

エ 伺兼依頼書に、決裁日の記入のないものがある。

(水産振興課)

【指摘事項】

(契約事務)

ア 自家用電気工作物の保安管理業務委託契約について、予定価格調書を入れた封書が開封されずに、契約締結に係る起案文書が起案され、決裁されている。

【注意事項】

ア 起案文書に施行日の記入のないものがある。(前年度注意事項)

イ 物品購入事務及び委託業務契約事務において、見積書の日付が依頼日より前になっているものがある。

ウ 下記補助金の実績報告書について支出明細、その領収書等の添付がない。実績報告書受取り時には十分に内容を確認し、適切に指導されたい。

- ・養鰻研究会
- ・海苔研究会
- ・水産残滓処理対策事業
- ・有明海潜水器協議会

エ 公用車運転日誌に使用の記入のないものがある。

(商工・ブランド振興課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 柳川市新規創業者支援事業補助金について、対象とならない費用を算入し補助額を決定しているものがある。

(契約事務)

ア 下記の物品の購入契約について、契約事務規則第 29 条第 1 項第 6 号により契約保証金を免除しているが、根拠としている規定に合致していない。

- ・ボールペン (令和 3 年 11 月 26 日契約)
- ・冊子 (令和 3 年 8 月 6 日契約)

【注意事項】

ア 柳川市地域おこし協力隊起業支援補助金について、補助対象の資格要件の確認前に交付決定しているものがある。

イ 柳川市未来のために頑張る商店街応援事業について、要綱に規定する日までに提出されていない事業認定申請書に対し事業認定しているものがある。

ウ 柳川ブランド推進協議会会計について、支出命令書に請求書の添付のないものがある。

(観光課)

【指摘事項】

(契約事務)

- ア 「柳川市宿泊応援キャンペーン事業」業務委託契約について、契約事務規則第 25 条に規定する期間内に契約書が作成されていない。
- イ 柳川むつごろうランド消防用設備保守点検業務の委託契約事務において、公印使用の承認を受けたもの以外に使用している。

【注意事項】

- ア 起案文書に下記のものがある。
- ・ 決裁日の記入がない。
 - ・ 施行日の記入がない。(前年度注意事項)
 - ・ 公印の押印者及び取扱責任者の押印がない。(前年度注意事項)
 - ・ 公印使用欄に公印の名称が記入されていない。(前年度注意事項)
- イ 柳川むつごろうランドにぎわい創出事業の実績報告書に支出明細、その領収書等の添付がない。実績報告書受取り時には十分に内容を確認し、適切に指導されたい。
- ウ 柳川ひまわり園交通誘導警備業務委託契約の単価について、予定価格は 1 日単位で設定し、見積書、契約書は時間単位としており、単位が相違している。
- エ 水郷柳川旅物語企画会議において、予算がないにもかかわらず水郷柳川ゆるり旅コーディネート業務契約を締結している。
- オ 予算流用申請書に添付された見積書の日付が、申請書の日付より後になっているもの、また請求書が添付されたものがある。
- カ 観光案内ガイド実践及び研修業務の委託契約書の契約保証金欄に「契約保証金の納付を免除する。」と記載があるが、契約保証金を免除する場合は、根拠規定を適用号数まで記載されたい。
- キ 柳川フィルムコミッションの令和 2 年度収支決算書では、収入の部に前期繰越額が計上されている。
- ク 随意契約において、事前伺の起案・決裁を受けずに契約締結しているものがある。
- ケ 現金領収書について、未使用分に出納員の印鑑を押印している。(前年度注意事項)

《農業委員会》

【指摘事項】

(収入事務)

ア 下記の調定決議書について、起票日が決定を受けた日と相違している。調定決議書は、財務規則第25条第1項の規定により、適正な時期に起票されたい。

- ・令和2年度福岡県農業委員会交付金（変更決定分）
- ・令和3事業年度農業者年金業務委託手数料

(支出事務)

ア 令和3年4月22日に大牟田市へ旅行した職員について、誤った金額の旅費を支給している。

【注意事項】

ア 現金領収書について、未使用分に出納員の印鑑を押印している。

イ 起案文書に決裁日や施行日の記入のないものがある。（前年度注意事項）

【全般的共通注意事項】

ア 文書について、前年度指摘又は注意した事項について改善されていないものが見受けられるため、職員間で課題を共有し、実効性のある再発防止策を講ずるなどして、事務の改善に取り組まれない。

イ 産業経済部においては財政援助団体の事務局が多数存在しているが、その会計処理及び事務処理については様々な問題が見受けられることから、市の事務同様適正な取り扱いを行われたい。

柳川市監査委員告示第10号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和4年5月31日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 矢ヶ部 広巳

令和3年度(4月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

議会事務局、消防本部、教育部生涯学習課、監査委員事務局

3 監査の実施期間

令和4年4月1日から令和4年4月28日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

令和3年4月1日から令和4年2月28日(令和3年度分)

令和3年3月1日から令和3年5月31日(令和2年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づき、関係資料及び証

拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、不明な点は必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

- 7 監査を実施した監査委員名
中村秀樹（識見監査委員）
矢ヶ部 広 巳（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

| | |
|-------------------|--------|
| 地方自治法 | 法 |
| 地方自治法施行令 | 施行令 |
| 柳川市財務規則 | 財務規則 |
| 柳川市契約事務規則 | 契約事務規則 |
| 柳川市事務決裁規程 | 事務決裁規程 |
| 物品購入・印刷製本伺兼依頼書 | 伺兼依頼書 |
| 契約締結（物品購入・印刷製本）伺書 | 契約締結伺書 |

≪議会事務局≫

【指摘事項】

(契約事務)

ア Side Books 初期設定費用及び月額利用料・研修会費用の契約に当たり、契約金額が30万円を超えているが契約書を作成せず、請書を徴している。

【注意事項】

ア 議長交際費の使途内容及び区分について、誤記しているものがある。

イ 契約締結にかかる起案文書について、公印使用欄の選択を誤っているものがある。

《消防本部》

【指摘事項】

(支出事務)

ア 令和3年12月5日の佐賀市への旅行は公用車使用とされているが、自家用車使用の誤りのため、差額分を支給されたい。

(契約事務)

ア 救急活動用消耗品売買契約について、契約事務規則第25条に規定する期間内に契約締結されていない。

イ 下記単価契約について、契約事務規則第23条に規定する1者見積とすることができる要件を満たしていないが、1者見積により業者が決定されている。

- ・救急服（冬・夏）
- ・活動服（冬・夏）
- ・防火衣、防火ズボン、防火帽、防火しころ、防災フード、防火長靴、安全帯

ウ 救助服（夏）売買契約書（単価契約）において、物品明細書表に記載された別紙仕様書の添付がない。

【注意事項】

ア 公用車運転日誌に記入のないものがある。

イ フルカラー複合機のレンタル及びカウンター料の単価契約について、契約書第4条に長期継続契約に係る契約解除条項の条文があるが、当該契約は単年度契約のため、適切な契約を行われたい。

《教育部》

(生涯学習課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 市民体育館卓球台スチール部分売却代について、財務規則第 32 条に規定する領収書を発行することなく現金を受領している。

イ ふるさと納税返礼品書籍売上（雑入）の調定決議書について、請求日以降の日付で起票されているものがあるが、財務規則第 25 条第 1 項の規定に基づき適正な時期に起票されたい。

ウ 生涯学習課が所管する施設の使用料について、下記のものがある。

- ・使用料の算定を誤っている。（前年度注意事項）
- ・条例施行規則減免申請書の提出のないものを減免している。

(支出事務)

ア 少年スポーツクラブ助成金に係る請求書について、請求書の日付を空欄にするよう相手方に指示している。

イ 市民文化会館の廃棄物処理について、予算不足のまま執行している。

(契約事務)

ア 令和 3 年 8 月 17 日起案の予定価格が 3 万円を超える市民文化会館の物品購入について、契約締結伺書が作成されていない。

イ 市民文化会館掘割広場用ベンチ購入伺いについて、予定価格が 80 万円を超えるにもかかわらず、起案文書ではなく伺兼依頼書により処理している。柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱第 8 条の規定に則り、起案文書により契約担当課との合議を経て決裁を受けられたい。

ウ 市民体育館トイレ改修工事について、下請負承認願が提出されているが柳川市建設工事監督要綱に規定する下請負承認伺の起案もなく下請負承認・不承認通知書も作成されていない。

エ 予定価格が 10 万円を超える下記の随意契約について、1 者見積りにより契約の相手方を決定しているが、起案文書に業者の特定理由について記載されていない。

- ・旧綿貫家住宅に係る機械警備業務委託契約
- ・大和 B & G 海洋センター印刷機賃貸借契約
- ・大和 B & G 海洋センター自家用電気工作物保安管理業務委託契約

オ 下記の契約について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を根拠として随意契約しているが、契約内容が同規定と合致していない。

- ・ 総合美術展展示会場設営及び撤去業務委託
- ・ 市民体育館清掃業務委託
- ・ 市民文化会館消防用設備等保守点検業務委託

カ 下記について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号による随意契約としているが、予定価格が同号に定める金額を超えている。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し、起案文書に適用号数を正しく記載されたい。

- ・ 市民体育館の特定建築物等定期報告書作成委託契約
- ・ 古文書館清掃業務委託契約

キ 市民文化会館フロアシート購入に係る契約について、支払遅延に対する支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に基づく率とされていない。

ク 旧戸島家住宅保安警備業務委託契約について、予定価格調書を入れた封筒が未開封のまま、契約締結に係る起案文書が起案され、決裁されている。

ケ 予定価格が 3 万円を超える市民文化会館の草刈り用バッテリー及び充電式草刈り機（計 60,930 円）購入について、契約締結伺書が作成されていないものがある。

コ 下記契約について、契約事務規則第 23 条に規定する 1 者見積とすることができる要件を満たしていないが、1 者見積により業者が決定されている。

- ・ 大和地域コミュニティセンター機械警備業務委託契約
- ・ 三橋地域コミュニティセンター機械警備業務委託契約

(財産管理)

ア 体育施設に係る自動販売機設置のための行政財産使用について、使用料の算定を誤っている。

【注意事項】

ア 市民文化会館の公用車運転日誌に課長の押印がない。また使用時間、使用者氏名、使用目的、使用区間を記載していないものがある。

イ 現金領収書に下記のものがある。

- ・ 未使用分に出納員の記名や押印がある。(前年度注意事項)
- ・ 年度や連続番号の記入がない。(前年度注意事項)
- ・ 元符に記名押印がない。

- ウ 起案文書について下記のものがある。
- ・ 決裁日や施行日の記入がない。(前年度注意事項)
 - ・ 公印使用欄に押印者の押印がない。
 - ・ 公印使用欄に公印の名称が記入されていない。
 - ・ 決裁日を鉛筆で記入している。
- エ 物品購入事務について下記のものがある。
- ・ 決裁日の記入がない。(前年度注意事項)
 - ・ 伺兼依頼書と契約締結伺書とで予定価格が相違している。
 - ・ 伺兼依頼書及び契約締結伺書の予定価格と見積状況調書の予定価格が相違している。
 - ・ 80万円以下の物品購入について、伺兼依頼書及び契約締結伺により事務処理しているが、重複して起案文書でも作成している。
- オ 予算流用申請書について、財政課長の押印がないものがある。
- カ 契約にあたり徴取した見積書に日付の記載のないものがある。(前年度注意事項)
- キ 見積状況調書に記載された予定価格が、予定価格調書と相違しているものがある。
- ク 市民文化会館自主事業実行委員会について下記のものがある。
- ・ 起案文書や伝票に決裁日や施行日の記入がない。
 - ・ 起案文書や伝票に決裁印の押印がない。
 - ・ 請求書の日付が伝票の日付より後になっている。
 - ・ 請求書や承諾書に押印がない。
 - ・ 領収書に日付の記入がない。
- ケ 柳川市史編さんに関する史料の調査、収集業務委託契約書において、別紙実施計画書に「別添資料参照」と記載があるが、別紙が綴じられていない。
- コ 生涯学習課が所管する施設の利用（使用）許可申請書及び使用料減免申請書について、下記のものがある。
- ・ 申請日や申請者情報（住所、団体名、電話）、利用目的等申請者が記入すべき事項に記入漏れ及び誤りがある。
 - ・ 市側で記入すべき減免区分や使用料について、記入漏れがある。(前年度注意事項)
 - ・ 減免号数を誤っている。(前年度注意事項)
 - ・ 使用料の欄を鉛筆で記入している。

【要望・意見】

ア 生涯学習課所管の施設の管理について、必要事項の未記載、徴収・減免を問わず使用料の算定に誤りが散見される。使用料は貴重な市の収入であり、施設運営に要する費用の一部であることから、その処理にあたっては、減免の有無に関わらず許可の際に誤りがないか再確認することはもちろんのこと複数での確認、また職員により随時指導を行う等、統一した適正かつ正確な事務処理を行われたい。

《監査委員事務局》

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

【全般的共通注意事項】

- ア 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定が誤っているものや明らかにされていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられる。事務処理に当たっては、法令等を遵守するのはもちろんのこと、柳川市随意契約ガイドラインを参考にしながら、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

- イ 公文書への記入漏れや記入誤り、訂正方法が不適切なものなどの安易なミスに加え、決裁区分の誤りや合議の漏れが散見される。また、前年度指摘又は注意した事項について改善されていないものも見受けられるため、職員間で課題を共有し、実効性のある再発防止策を講ずるなどして、事務の改善に向け積極的に取り組まれたい。